

平成26年度 第6回諏訪区地域協議会
次 第

日時：平成26年12月8日（月） 午後6時30分～
会場：公民館諏訪分館 和室

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮問事項

- ・すわこどもの家の廃止について

4 その他

- ・次回開催日程について

 月 日（ ）午後 時 分～ 公民館諏訪分館 集会室

5 閉 会

■こどもの家の譲渡等に関するこれまでの経緯について

1. こどもの家とは

(1) 設置目的

将来を担う子どもたちに、健全な遊びの場を与え、心身ともに健やかな子どもを育成することを目的として設置。

(2) 開設状況

地域からの要望をもとに、昭和57年から平成11年にかけて、合併前の上越市にこどもの家37施設を開設。

(3) 開設概要

- ・管理員の設置時間 月～金曜：午後3時から午後5時まで
 土曜：午後1時から午後5時まで 〔※長期休暇中の月～金曜は午後1時から午後5時まで〕
- ・使用料 無料

2. こどもの家の譲渡について

(1) 基本方針

こどもの家については、町内会館と同じ様に利用されている実態などを踏まえ、建物を関係町内会へ譲渡することとする。
 子どもの遊び場としての機能については、引き続き、市が管理員を設置し、維持していくこととする。

(2) 譲渡の対象施設

こどもの家37施設のうち、34施設を譲渡の対象とする。
 (児童館と併設している2施設〈すわ、たかし〉及び、公民館と併設している1施設〈たかしぶんかん〉は除く。)

(3) 建物について

こどもの家の関係町内会へ無償譲渡する。

(4) 土地について

町内会から市が寄付採納を受けている場合は、原則、無償譲渡とする。

(5) 譲渡に伴う修繕について

- ・施設使用者の安全・安心を確保するために必要な修繕(非常階段、屋根、外壁)を実施する。
- ・市が修繕箇所を決定し、譲渡後に町内会が修繕を実施する。
- ・譲渡に伴う修繕は、市が全額補助する。
- ・施設ごとの優先順位を付け、譲渡後3か年(平成27～29年度)で修繕を完了する。

(6) 子どもの遊び場機能について

施設の譲渡後も、利用者への影響がないように、これまでと同様、市が管理員を設置し、維持していくこととする。

＜町内会と行政の役割分担＞

管理員の経費	市
子どものケガの対応	市
施設修繕(譲渡に伴う修繕は除く)	町内会
その他光熱水費・消耗品費等	町内会

3. これまでの経過と今後のスケジュール

- ・関係町内会とこどもの家の今後の在り方について意見交換し、市として方針を定めただうえで、建物の譲渡について、協議を重ねてきた。
- ・譲渡の対象としている34施設のうち、33施設について、地元町内会から譲渡を受ける意向との回答があった。
- ・今後は、該当する地区の地域協議会へ諮問を行った後、3月議会において、条例廃止と建物の譲渡について提案する予定。

年度	時期	内容
H25年度	4月～5月	・関係町内会との協議 こどもの家の今後の在り方について、すべての関係町内会の役員の皆さんと個別に協議を行った
	6月～9月	・町内会との意見交換 代表的な町内会の皆さんと地域の力を借りて、協働で子どもたちの居場所を確保する方策について意見交換を重ねた
	1月	・「こどもの家の今後の方針」決定 ・第1回全体説明会(方針説明)
	2月	・市議会厚生常任委員協議会へ方針説明
H26年度	4月～5月	・譲渡の意向確認 譲渡の対象としている34施設のうち33施設について譲渡の意向を確認
	5月	・第2回全体説明会(意向確認の結果等)
	10月	・第3回全体説明会(譲渡に伴う修繕等)
	12月～1月	・地域協議会への諮問 〈予定〉
		・第4回全体説明会(譲渡契約について等) 〈予定〉
3月	・市議会への提案(条例廃止・無償譲渡) 〈予定〉	
H27年度	4月1日	・公の施設の廃止、施設の譲渡 〈予定〉

4. 諏訪区のこどもの家について

- ・諏訪児童館と併設している、すわこどもの家については、譲渡する他地区のこどもの家と同様に、こどもの家事業実施要領を策定し、引き続き、子どもの遊び場機能を維持していくこととするため、こどもの家条例は廃止する。

No.	こどもの家	所在地	開設年	建物		年間利用者数(H25年度)			併設施設
				構造	床面積㎡	子ども	その他	合計	
1	すわ	北田中357	S57年	木造平屋建	186.74	2,847	1,122	3,969	諏訪児童館

上こ第41391号
平成26年12月1日

諏訪区地域協議会
会長 古川正美 様

上越市長 村山秀幸
(健康福祉部こども課)



すわこどもの家の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第5号 すわこどもの家の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

公の施設の再配置計画に基づき、すわこどもの家を公の施設として廃止することによる諏訪区の住民の生活に及ぼす影響について、地域協議会の意見を求めるもの。

なお、廃止後も施設を諏訪児童館として管理し、子どもの遊び場としての機能については、引き続き、維持していくこととしている。



別紙

現況	諮問内容
<p>1 目的 将来を担う子どもたちに、健全な遊びの場を与え、心身ともに健やかな子どもを育成することを目的として設置。</p> <p>2 名称及び位置 すわこどもの家（大字北田中 357 番地）</p> <p>3 利用時間（児童館の開館時間） 月～金曜：午後 1 時から午後 5 時まで 土曜：午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>4 休館日 日曜・祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）</p> <p>5 使用料 無料</p>	<p>1 廃止予定日 平成 27 年 4 月 1 日</p>